

令和 6 年度テクノロジーマップの整備等に向けた
調査研究における技術検証

公募要領(全技術検証共通)

株式会社野村総合研究所

目次

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 1. | 技術検証の概要 | 1 |
| 1.1 | 背景と目的 | 1 |
| 2. | 応募資格 | 2 |
| 2.1 | 応募事業者の要件 | 2 |
| 2.2 | 応募事業者が留意すべき事項 | 2 |
| 3. | 契約の要件 | 4 |
| 4. | 応募手続 | 8 |
| 4.1 | 応募手続 | 8 |
| 4.2 | 技術検証の対象 | 10 |
| 5. | 審査・採択について | 11 |
| 6. | 契約について | 12 |
| 7. | 知的財産マネジメント | 13 |
| 8. | 情報セキュリティ | 14 |
| 8.1 | 情報セキュリティの確保 | 14 |
| 8.2 | 機密保持、資料の取扱い | 15 |
| 9. | 業務実施の詳細に係る事項 | 16 |
| 9.1 | 納品等の方法 | 16 |
| 9.2 | 法令等の遵守 | 16 |
| 9.3 | その他特記事項 | 17 |

1. 技術検証の概要

1.1 背景と目的

デジタル化の急速な進展が社会にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革を通じて国や地方の制度・システム等の横断的課題を一体的に解決することが求められている。そこで、構造改革を早急に進めるべく、岸田内閣総理大臣の下で、全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に通底する共通の指針となる、「デジタル原則」が策定された。そして、デジタル原則の下、個人や事業者が、新たな付加価値を創出しやすい社会の実現に向け、経済社会制度を構成する、法律や行政組織、デジタル基盤等の重要な要素を、早急に作り直すことを通じた改革（「新しい資本主義」を実現するための構造改革）を行うこととなった。

令和4年3月、岸田内閣総理大臣より、国等が義務付けるアナログ的な手法に基づくルール「アナログ規制」の見直しの推進に向け、企業等が持つセンサー、ドローン、AI診断、ビッグデータ分析等のあらゆるデジタル技術でアナログ規制を代替すべく、テクノロジーマップや技術カタログを整備するよう指示を受けた。さらに、令和5年6月、第211回通常国会において、デジタル社会の形成に関する施策として、情報通信技術の進展を踏まえた、その効果的な活用のための規制の見直しを推進するために、所要の規定の整備を行う「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（デジタル規制改革推進の一括法）が成立した。この法律では、国の行政機関等は、法案やその施行に関する政省令や通達等を立案する際には、テクノロジーマップや技術カタログを活用し、必要な調達を行う等、運用面も見据えたデジタル化に努めることとなっている。

デジタル庁では、「デジタル関係制度改革検討会 テクノロジーベースの規制改革推進委員会」等の下で、テクノロジーマップや技術カタログの使用や利活用のあり方を検討し、令和5年10月6日に、デジタル庁ウェブサイトにおいて、テクノロジーマップの初版を公表した。また、技術カタログについては、掲載技術に係る公募を実施し、7テーマに関連する技術を公表した。

本技術検証は、現場での技術活用を見据えたアナログ規制の見直しに関する技術検証を実施し、当該結果も踏まえたテクノロジーマップや技術カタログの更新を行うことを目的とするものであり、デジタル庁から委託を受けた株式会社野村総合研究所（以下「当社」という。）が、デジタル庁のほか、地方自治体及び規制所管府省庁（以下「地方自治体等」という。）とも連携の上、全体の取りまとめを行うものである。

2. 応募資格

2.1 応募事業者の要件

本技術検証に応募可能な事業者とは、次の要件を満たす事業者とする。

- (1) 「4 応募手続」に定める方法にて、「別紙 1 技術検証仕様」に定める期日までに応募書類を当社に提出すること。
- (2) 本技術検証の請負契約を当社との間で直接締結でき、かつ、日本に拠点を有していること。
- (3) 本技術検証を的確に遂行する組織、人員、設備及び施設等を有していること。
- (4) 本技術検証を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有すること。
- (5) 複数の者で共同提案するときは、技術検証全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する総括者(総括機関)を定めること。
- (6) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- (7) デジタル庁又は他府省庁等からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 過去 3 年以内に情報管理の不備を理由にデジタル庁又は他府省庁等との契約を解除されている者ではないこと。

2.2 応募事業者が留意すべき事項

本技術検証に応募する事業者は、次の事項に留意すること。

- (1) 応募可能な事業者とは、個人又は法人(私法人又は公法人)とする。
- (2) 一事業者あたりの提案数に制限を設けない。また、一事業者が複数の提案に参画することも妨げない。
- (3) 共同提案する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、本技術検証事業の遂行に当たっては、総括者(総括機関)を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。かかる協定の例について、「共同提案体協定書」の案を別紙にて添付しているので参照されたい(同協定書案の形式以外の使用も当社との協議の上で認める)。また、共同関係の解消後の契約不履行責任に関しても協定の内容に含めること。
- (4) 提案書については、当社、デジタル庁及び地方自治体等で協議の上、社会通念上不適切な組織・事業運営能力が不十分な組織と判断した場合、無効とする。また、その判断を行う上で必要と考えられる場合には、提案書を提出した事業者に対して、財務状況等に関する資料の提出を求めることがあり得ること。
- (5) 不正行為(検証成果のねつ造、改ざん、盗用並びに委託金の不正受給及び不正使用等)があると認められた場合の措置

(ア) 本技術検証において不正行為があると認められた場合の措置

本技術検証において、不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じる。

- ① 不正行為の重大性等を考慮しつつ、本技術検証の契約金額の全部又は一部を返還させることがある。
- ② 不正行為があったと認定された技術検証の、不正行為に関与したと認定された者に対し、本技術検証への翌年度以降の応募を制限する(翌年度以降の技術検証を実施する場合)。
- ③ 他府省庁等を含む他の資金配分機関に対し、デジタル庁は当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供する。このことにより、不正行為があったと認定された技術検証において、不正行為に関与したと認定された者は他府省庁等を含む他の資金配分機関の事業への応募が制限される場合がある。
- ④ 当社は、不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた資金の名称及び当該資金の金額、技術検証内容と不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書等について公表する。

(イ) 他の資金配分機関の事業において不正行為が認められた場合の措置

他府省庁等を含む他の資金配分機関の事業において不正行為があると認められ、措置を行うとの通知を受けた場合、デジタル庁の事業においても、資金配分の停止、応募の不採択及び応募申請制限について、同様に取り扱う場合がある。

(ウ) 過去の事業において不正行為があったと認められた場合の措置

他府省庁等を含む他の資金配分機関の過去の事業において、不正行為があったと認定された者は、本技術検証への参加が制限される場合がある。

3. 契約の要件

(1) 契約形態

請負契約

本技術検証における請負契約とは、事業者が成果物を完成させることを約束し、その結果に対して対価が支払われる形式の契約とする。事業者は、(4)に定める成果物を当社に納入の上、デジタル庁及び地方自治体等が実施する成果物の検査合格後でなければ、対価を請求することができない。また、請負契約における対価の金額は、提案者が提出する見積書に基づいて契約時に定める(確定払い)。なお、再委託(本技術検証の全部又は一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。)に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ① 本技術検証の全部の再委託(一括再委託)、並びに一部の再委託であっても本技術検証全体の企画及び立案並びに根幹に係る執行管理の再委託は認められず、個人への再委託も、特段の理由がない限りは原則、認められていないこと。
- ② 実際に再委託を行うに当たっては、当社及びデジタル庁の指示に従って再委託の承認のための所定の手続を得ること。なお、再委託先が再々委託先等(再々委託先及びそれ以下の委託先をいう。)に再委託する場合も同様とする。
- ③ 原則 3 社以上の相見積りを取得すること。再委託先に代替性がなく、相見積りが難しい場合は、その旨を説明した理由書を提出すること。

(2) 採択件数

別紙 1 技術検証仕様参照

(3) 予算規模

別紙 1 技術検証仕様参照

(4) 成果物の納入

当社の指定する様式・項目に則り、次の成果物の電子媒体 1 部を当社に納入のこと。

① 技術検証報告書

技術検証報告書はデジタル庁ウェブサイト等での公開を前提とする。非公開を希望する部分がある場合は、デジタル庁及び地方自治体等とも協議の上で、公開用技術検証報告書及び非公開用技術検証報告書を作成すること。

② 技術検証報告書サマリー

A4 10 ページ程度に、①の技術検証報告書を要約したものを想定しており、公開を前提とする。

③ 技術検証の概要説明資料

A4 2 ページ程度に、実施した技術検証の概要を簡易にまとめたものを想定しており、公開を前提とする。

上記①ないし③の成果物に加え、当社が指定する時期（技術検証期間の中間時点を予定）に、公開用の中間報告（A4 2 ページ程度）も納入のこと。

※ 電子媒体を納入する際、当社が指定するファイル形式に加え、透明テキスト付 PDF ファイルに変換した電子媒体も併せて納入のこと。

(5) 成果物の作成にあたって

- ① 日本語で記載し、作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載してもかまわないものとする。
- ② 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方（令和 4 年 1 月 7 日文化審議会建議）」に準拠し、作成すること。
- ③ 成果物は必要に応じ、表紙や目次を挿入すること。
- ④ 原則として「Microsoft 365」と互換を有する「Word」、「Excel」、「PowerPoint」を使用し、「Adobe Acrobat DC」等でも参照・編集でき、「Windows10」以降及び「MacOS8.1」以降の OS により動作可能な電子ファイルで作成すること（参考図、表等含む）。特別なツールを使用する場合は、あらかじめ当社、デジタル庁及び地方自治体等の承認を得ること。ただし、当社、デジタル庁又は地方自治体等が他の形式による提出を求める場合には、これに応じること。
- ⑤ 成果物ファイルは、ZIP フォルダに格納すること。なお、必要に応じて、ZIP フォルダ内は分かりやすいフォルダ階層に分け、成果物ファイルを保存すること。
- ⑥ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることがないように、必要に応じて、安全な文書作成方法を当社、デジタル庁及び地方自治体等へ積極的に提案し、情報セキュリティの確保に努めること。
- ⑦ 成果物は、図表や写真を用いるなど、地方自治体等、企業等において読みやすいものとする。また、当社、デジタル庁及び地方自治体等が、成果物内のデータを別用途に流用することが可能となるよう、図表等の元データも併せて納入すること。なお、成果物作成の際、外部機関が作成した統計データ及び図表等を使用する場合は、その出典を明らかにすること。
- ⑧ 納品の際、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認や納入時点で最新のウイルス定義パターンによる検疫を実施する等、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、努めること。
- ⑨ 成果物として当社に納品した電子ファイルを正しく読み込むことができない場合や、その他不適当な入力が発見された場合には、正しく読み込めるよう入力し直す等、補修すること。

(6) 成果の活用及び広報への協力

本技術検証の成果の活用及び広報に関して、当社又はデジタル庁が求めた場合には、次の事項に協力すること。

- ① 技術検証の実施状況の写真や動画の撮影

- ② テクノロジーマップ¹や技術カタログ²の更新のためのインタビュー
- ③ デジタル庁で公表している技術解説記事等の広報資料作成のためのインタビュー

また、本技術検証の成果について、地方自治体等が、外部機関等との調整のために、本技術検証で活用した技術の詳細説明を求めた場合には、インタビュー等に協力すること。

以上のほか、RegTech コンソーシアム³のオンラインイベント(RegTech ミート等)において技術検証の成果等を紹介する場合があります。デジタル庁の求めがあった場合には、業務に支障のない範囲で協力を努めること。

(7) 成果物の契約不適合

本技術検証において納入された成果物について、種類、品質又は数量が公募要領等の内容に適合しないものである場合、当社、デジタル庁又は地方自治体等は、納入された成果物の修補、代替物又は不足分の提供を指示する。当社、デジタル庁又は地方自治体等は、契約不適合を知った日から 1 年以内に不適合を通知するものとする。契約不適合に関する詳細は、当社との契約書にて定義する。

(8) 契約金額の支払について

契約金額については、当社、デジタル庁及び地方自治体等が実施する全ての成果物についての検査合格後に支払われる。

(9) 実施計画書の作成

本技術検証において採択された提案者(以下「採択者」という。)は、採択決定後速やかに、実施する技術検証の実施方針、実施内容の詳細、スケジュール及び体制等を記載した実施計画書を作成しなければならない(様式については採択後に当社から提供する)。実施計画書の内容の確定に当たっては、当社、デジタル庁及び地方自治体等の承認を必要とし、採択者と当社との契約書に添付する。契約締結後の実施計画書を含む仕様書等の変更については、当社、デジタル庁及び地方自治体等の承認が必要となる。

(10) 技術検証の遂行管理に関する要件

採択者は、(9)の手続によって確定した実施計画書を遵守し、以下の技術検証の遂行に関する管理を実施しなければならない。

- ① 採択者は実施計画書に基づき技術検証の進捗を管理すること。

¹ <https://www.digital.go.jp/experimental/technology-map/>

² <https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/regtechmap/technology-catalog>

³ <https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/regtechconsortium>

- ② 採択者は、技術検証の進捗状況等を定期的(月 1 回程度)に報告する会議(プロジェクトステアリング会議)を開催しなければならない。会議の参加予定者は、採択者、当社、デジタル庁及び地方自治体等とする。
- ③ 採択者は、プロジェクトステアリング会議以外であっても、当社、デジタル庁又は地方自治体等が必要と認める会議を開催しなければならない。
- ④ プロジェクトステアリング会議をはじめ、当社、デジタル庁又は地方自治体等が議事録の作成を指示した会議においては、会議終了後、3 営業日以内に議事録案を関係者に送付すること。
- ⑤ 採択者は、当社、デジタル庁及び地方自治体等と十分に協議しながら技術検証を進めるとともに、不測の事態により、契約書に定められた期日までに技術検証を終了することが困難となった場合には、直ちにその旨を当社、デジタル庁及び地方自治体等に連絡し、その指示を受けること。この場合、採択者は技術検証が困難となった事情を速やかに解決し、遅れを回復するよう努めること。
- ⑥ 採択者は、技術検証の実施内容について疑義が生じた場合、当社、デジタル庁及び地方自治体等に直ちに連絡し、その指示に従うこと。

4. 応募手続

4.1 応募手続

(1) 募集期間

別紙 1 技術検証仕様参照

(2) 公募説明会の開催及び申込

別紙 1 技術検証仕様参照

(3) 応募書類

① 以下の書類を(4)の提出先に提出すること。

- 提案申込書(様式 1)
- 提案書(様式 2)
- 見積書(様式 3)
- 会社概要等が確認できる資料(パンフレット等)

② 提出された応募書類は本技術検証の採択に関する審査を含む本技術検証の遂行以外の目的には使用しない。なお、応募書類は返却しない。

③ 提案の採否を問わず、提案書の作成費用は支給しない。

④ 提案書に記載する内容については、採択決定後に締結する契約で定める委託業務の基本方針となり、予算額内で実現が確約されることのみ提案すること。なお、採択後であっても、採択者の都合により提案書に記載された内容に大幅な変更があった場合には、契約を締結しないことがある。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は、提案申込書(様式 1)に記載した連絡窓口 E-mail アドレスより、digi-koubo-info@nri.co.jp に送信すること。連絡窓口以外の E-mail アドレスからの応募書類提出は認めない。当社は、応募書類を受信の後、応募書類の判別の可否を確認し提案者に直ちに返信する。返信メールが到着しない場合、提案者は別紙 1 技術検証仕様「10.公募に関する問合せ」記載の問合せ先に問い合わせること。

応募書類に不備がある場合は、審査対象とならないので、記入様式を熟読の上、注意して記入すること。

(5) 応募書類のうち提案書の作成について

応募書類のうち、提案書(様式 2:提案書様式)の作成については、次の項目を遵守すること。

- ① 日本語で記載し、作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載してもかまわないものとする。
- ② 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方(令和 4 年 1 月 7 日文化審議会建議)」に準拠し、作成すること。
- ③ 表紙や目次を挿入すること。なお、用紙サイズ設定は問わない。
- ④ 様式 2:提案書様式は、Word を使用しているが、項目構成及び記載内容が遵守されていれば、「Microsoft 365」互換のアプリケーション(例えば、PowerPoint)

を使用して作成したものや PDF ファイル形式であっても構わない。

- ⑤ 提出の際、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認や提出時点で最新のウイルス定義パターンによる検疫を実施する等、応募書類に不正プログラムが混入することのないよう、努めること。

(6) 応募書類のうち見積書の作成について

提案に当たっては、契約金額の確定のために本技術検証に要する経費を見積もった見積書(様式 3: 見積書様式)を作成し、提出すること。提出された本技術検証に係る見積書に基づき、本技術検証の契約金額を確定する。

見積書様式の内訳記載の費用科目等として想定している内容は以下のとおりであるが、これに限定されるものではなく、必要に応じて項目を削除・追加等することも差し支えない。

(見積書の経費区分)

| 経費区分 | 科目 | 主に想定される内容 |
|---------|---------|---|
| 人件費 | 人件費 | 本技術検証に直接従事した人員の労務費 |
| 事業費 | 旅費・交通費 | 本技術検証に直接従事した人員の旅費・交通費 |
| | 備品費 | 本技術検証を行うために必要な物品(原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品)の購入、製造等に必要な経費 |
| | 賃借料 | 本技術検証を行うために必要な機械器具等のリース・レンタル料等 |
| | 消耗品費 | 本技術検証を行うために必要な試料等の購入に要する経費 |
| | 補助職員人件費 | 本技術検証に必要なアルバイトに係る費用等 |
| | その他諸経費 | 他のいずれの区分にも属さない費用であり、本技術検証のためだけに使用されることが特定・確認できる費用 |
| 再委託・外注費 | 再委託・外注費 | 本技術検証に必要なだが、契約者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費 |
| 一般管理費 | 一般管理費 | 本技術検証を行うために必要な経費であって、本技術実証に要した経費として抽出、特定が困難なものについて、本技術実証の契約締結時の条件に基づいて、一定割合の支払いを認められた間接経費 |

なお、見積書の作成に際しては、提案する内容を踏まえて適切な金額を見積もること。

(7) 公募に関する問合せ

別紙 1 技術検証仕様「10.公募に関する問合せ」にあるとおり、以下とする。

問合せ受付期限: 令和 6 年 9 月 3 日(火) 17:00

問合せ先 :

株式会社野村総合研究所 社会システムコンサルティング部内
「令和6年度テクノロジーマップの整備等に向けた調査研究における技術検証」事務局係

digi-koubo-info@nri.co.jp(飴嶋・毛利・片桐・南條)

公募に関する問合せは、様式4「質問書」に記載の上、これを添付したメールでのみ受け付ける。

4.2 技術検証の対象

技術検証は、以下①及び②の類型毎に公募を実施する。なお、各類型の技術検証の詳細は、別紙1 技術検証仕様で定めるところによる。

① 配管設備等の定期点検におけるセンサー等の活用可能性の検証

検証の内容としては、地方自治体等が管理する建築物の配管設備等について、センサー、X線透過検査、カメラ、ロボット等を用いて抜管を行うことなく配管設備等の内部の状態を確認するとともに、当該配管設備等の余寿命を判定する。

本技術検証を通じて、抜管を行わずに配管設備等の内部の劣化状況を確認するとともに、配管設備等の余寿命を把握し、維持管理のみならず公共工事の完成後の品質確保の合理化や効率化、さらには高度化を図ることができないかを検証する。

② 公共用地の取得等に必要一般補償の物件調査におけるLiDAR等の活用可能性の検証

検証の内容としては、LiDAR、レーザースキャナ、カメラ、ドローン等を用いて、建物並びにこれに付帯する工作物及び立竹木の寸法を測定するとともに、CADシステムや3Dモデリング等によって当該物件に関する図面及び調査表その他の調査に関する記録を電子的なデータ形式で作成する。また、算定システムやAI等を用いて、LiDAR等を用いて取得した測定結果等から、対象物件の移転に伴う補償金額を算定する。

本技術検証を通じて、現地での物件調査においてLiDAR等のデジタル技術を活用することにより、調査実施者及び調査に立ち会う者の負担軽減に資するか否か、目視や巻尺等のアナログ的な手法での調査と比較した場合の測定値の精度及び補償金額の算定等への影響の有無を検証する。

5. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、地方自治体等で審査を行い、デジタル庁に報告、承認を得た上で、決定する。なお、募集期間締切後に、必要に応じて提案内容に関するヒアリングや情報提供依頼を行うことがある。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的に評価する。

- ① 2.の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、別紙 1 技術検証仕様に合致しているか。
- ③ 技術検証の成果を高めるための適切な方針が設定されているか。
- ④ 技術検証の実施方法、実施スケジュールが実現可能なものとなっているか。
- ⑤ 技術検証の実施方法等について、本技術検証の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑥ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑦ 技術検証を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑧ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑨ 技術検証の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託を行っていないか。

(3) 採択結果の通知について

採択結果は、様式 1 提案申込書記載の連絡窓口に対して電子メールでのみ通知する。

(4) 審査内容について

提案書に含まれる個人情報、知的財産権に係る情報に考慮し、審査内容については公表しない。また、同様に審査内容等に関する照会には応じない。

6. 契約について

当社と採択者との間で請負契約を締結することになる。なお、採択決定後から請負契約締結までの間に、当社、デジタル庁及び地方自治体等との協議を経て、デジタル庁に報告し、承認を得た上で、事業内容・構成、事業規模、金額等に変更が生じる可能性がある。また、デジタル庁又は地方自治体等が必要と判断した場合に、採択者が提案した実施体制以外の契約予定先と技術検証にかかる実施体制を組むことが契約の要件になることもある。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、契約を締結する（契約期間は令和 7 年 2 月 14 日までを想定）。また、契約条件が合致しない場合には、契約の締結ができない場合もある。

なお、技術検証を実施する中で、計画通りの検証が実施できないことも考えられるが、その場合は、当社、デジタル庁及び地方自治体等と協議の上、デジタル庁に報告し、承認を得た上で、実施計画書を変更（技術検証の一部中止を含む。）することができる。実施項目の一部を中止した場合は、該当項目において、その事実・原因分析・考察等を技術検証の成果として成果報告書にとりまとめること。

また、成果物の作成は採択者がその責任において行い、当社、デジタル庁及び地方自治体等から内容に関する修正指示があった場合には適切に対応すること。

技術検証事業において採択者が備品（原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品）を取得した場合は、デジタル庁から指示があるまで、当該備品を管理するとともに、管理中は、自主事業等の他の事業に使用することは認めない。当該備品の処理については、技術検証の契約金額の支払いが終了した後に、当社及びデジタル庁の指示に従って、採択者の費用負担で、デジタル庁へ引き渡し又は処分すること。

7. 知的財産マネジメント

本技術検証では、知的財産マネジメントについて、採択者と当社間の契約において定めるものとする。

(1) 日本版バイ・ドール規定(産業技術力強化法第 17 条)の適用

当社及びテクノロジーマップの整備等に向けた調査研究(以下「本調査」という。)の委託元であるデジタル庁は、フォアグラウンド IP(採択者が、本技術検証の実施により得た知的財産権(ただし、サマリーを含めた技術検証報告書、技術検証の概要説明資料、公開用中間報告、その他これに類するものの著作権を除く。))について、採択者が産業技術力強化法第 17 条第 1 項各号に定める以下の事項を遵守し、契約書に定める手続を実施することを条件として、採択者から譲り受けない。ただし、採択者が国外企業等(国外の企業、国外の大学又は国外の研究機関)の場合には、採択者が以下の事項を遵守することを条件として、フォアグラウンド IP について採択者と国との共有とすることができるものとし、採択者と国との持分の合計のうち 50%以上の持分は国に帰属するものとする。

- 技術検証成果が得られた場合には遅滞なく当社を通じてデジタル庁に報告すること。
- 本調査の委託元であるデジタル庁が直接又は当社を介して公共の利益のために必要があるとして求めた場合に、フォアグラウンド IP を無償で当社及び本技術検証の委託元であるデジタル庁に実施許諾すること。
- フォアグラウンド IP を相当期間利用していない場合に、デジタル庁が当社を介しての要請に基づいて第三者に当該フォアグラウンド IP を実施許諾すること。
- フォアグラウンド IP の移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、あらかじめ当社を介しデジタル庁の承認を受けること。

(2) その他の事項

- ① 採択者又はフォアグラウンド IP の移転を受けた者(以下「採択者等」という。)が合併又は分割された場合は、速やかに国に報告するものとし、国は、採択者等が保有するフォアグラウンド IP について、当該合併等の後においても事業活動において効率的に活用されるか等の観点で検討を行い、必要に応じて当該合併等の後におけるフォアグラウンド IP の保有者以外の第三者による実施を確保する。
- ② 採択者等が、その親会社又は子会社(これらの会社が国外企業等である場合に限る。)へフォアグラウンド IP を移転等しようとする場合は、国に事前連絡の上、必要に応じて契約者間の調整を行うものとする。
- ③ 採択者が国外企業等の場合は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (ア) 国と国外企業等のみが共有するフォアグラウンド IP について、第三者に対して実施許諾することができるものとし、国外企業等はこれに同意するものとする。
 - (イ) 国が国外企業等と共有するフォアグラウンド IP に係る出願費用等は、国外企業等が負担すること。

8. 情報セキュリティ

8.1 情報セキュリティの確保

採択者は実施計画書に基づき、情報セキュリティ管理を行うこと。情報セキュリティ管理は、情報セキュリティに関する事故及び障害等の発生を未然に防ぐこと、並びに発生した場合に被害を最小限に抑えることを目的とし、以下に示す作業を実施すること。

- (1) 本技術検証の情報セキュリティ対策管理を行う管理者を配置すること。
- (2) 実施計画書内の情報セキュリティ対策要領に則った情報セキュリティ管理を実施すること。
- (3) 当社、デジタル庁及び地方自治体等から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- (4) 本技術検証の実施にあたり、採択者又はその従業員、本技術検証の一部を再委託する先、若しくはその他の者による意図せざる不正な変更が、情報システムのハードウェアやソフトウェア等に加えられないための管理体制が整備されていること。
- (5) 採択者の資本関係・役員等の情報、本技術検証の実施場所、本技術検証従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- (6) 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
- (7) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、当社、デジタル庁及び地方自治体等へ報告すること。
- (8) 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、直ちに改善策を提出し、当社、デジタル庁及び地方自治体等の承認を受けた上で実施すること。
- (9) 当社、デジタル庁及び地方自治体等が求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受入れること。なお、情報セキュリティ監査の内容については、当社、デジタル庁、地方自治体等及び採択者間で事前協議を行うものとする。
- (10) 本技術検証において要安定情報を取り扱う等、当社、デジタル庁及び地方自治体等が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。
- (11) 本技術検証の一部を再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対し、情報セキュリティが十分に確保されるよう、実施計画書に記載された措置の実施を担保すること。
- (12) 当社、デジタル庁及び地方自治体等から要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。
- (13) 当社、デジタル庁及び地方自治体等から受領した要保護情報が不要になった場合は、当社、デジタル庁及び地方自治体等の指示に従い、これを確実に返却又は抹消し、書面にて報告すること。
- (14) 本技術検証において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、直ちに当社、デジタル庁及び地方自治体等に報告すること。

8.2 機密保持、資料の取扱い

採択者は本技術検証を実施するにあたり、入手した資料及び情報等(以下「資料等」という。)については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

- (1) 採択者は、本技術検証が完了した場合又は本技術検証における利用の必要性がなくなった場合には、当社、デジタル庁及び地方自治体等の指示に従って、資料等を復元不能な方法で削除又は返却し、当該資料等を保持しないことを誓約する旨の書類を当社、デジタル庁及び地方自治体等へ提出すること。
- (2) 採択者は本技術検証に関して入手した情報等(公知の事実等を除く。)及び本技術検証遂行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本技術検証の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (3) 採択者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う損害賠償等の措置は全て採択者が負担すること。
- (4) 8.2 の機密保持、資料の取扱いについて採択者は、契約期間の終了後においても同様とする。

9. 業務実施の詳細に係る事項

9.1 納品等の方法

(1) 実施計画書及び成果物の提出・納品時の説明

- ① 採択者は、実施計画書及び各成果物（サマリーを含めた技術検証報告書、技術検証の概要説明資料、公開用中間報告）のそれぞれの提出・納品に先立ち、その内容・体裁等について、当社へ説明すること。説明の方法は、当社の指示に従うこと。また、当社からの質問には、速やかに回答すること。
- ② 実施計画書及び成果物の確認の結果、不備又は誤り等が見つかった場合には、採択者は当社の指示に従い、採択者の責任及び負担において、当社から指定された日時までに必要な修正等を行い、遅滞なく再度提出し、承認を得ること。

(2) 検査

- ① 採択者は、(1)の確認を経た各成果物のそれぞれの納品の後、当社、デジタル庁及び地方自治体等から各成果物に関する検査を受けること。
- ② 成果物に誤字、脱字、落丁等の不備が見つかったり、事前に当社と擦り合わせた基準を満たしていなかったりする成果物が納品された場合は、当社へ追加費用を請求することなく、速やかに修正し、再提出すること。
- ③ 以下の判断基準のいずれかに該当する場合は、不合格とする。
 - (ア) 成果物の全部又は一部が納品されていない場合
 - (イ) 成果物、報告対応、事務対応について、当社との契約及び本公募要領等で示す内容を満たしていない場合

9.2 法令等の遵守

(1) 遵守すべき法令等

本業務における遵守すべき法令等の対応について以下に示す。

- ① 採択者は民法、刑法、著作権法、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。
- ② 採択者は「個人情報保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び採択者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- ③ 採択者は「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 5 年度版）」（サイバーセキュリティ戦略本部決定）、デジタル庁が必要に応じて定めるセキュリティに関する取り決め及び「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を遵守すること。

(2) 環境への配慮

本業務に係る納入成果物については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）（グリーン購入法）に基づいたものを可能な限り導入すること。

9.3 その他特記事項

- ① 契約後、採択者が本仕様に従わないと認められる場合には、当社は契約を解除することができるものとする。その場合、当社は解除までに要した経費その他の費用を負担しない。また、契約を解除しない場合でも、契約金額の減額等の措置を執ることがあり得る。
- ② 本業務で生じる費用の支払いは、全て採択者において行うものとする。
- ③ 本業務においてトラブル等が発生した場合、全て採択者が対応すること。
- ④ 本業務の履行に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）第9条第1項に基づく「デジタル庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（令和3年9月1日デジタル庁訓令第 21 号）に規定する合理的配慮について留意すること。
- ⑤ グリーン購入法に定める特定調達品目については、「グリーン購入の調達者の手引き」（令和 6 年 2 月）による各特定調達品目の「判断の基準」を満たすこと。
- ⑥ 本公募要領および技術検証事業に関連する全ての資料等について疑義等がある場合は、質問書（様式 4）により当社へ、質問すること。当社は質問書（様式 4）における質問事項について、適宜回答することとする。

個人情報のお取扱いについて

本公募は、デジタル庁の業務委託を受けて株式会社野村総合研究所が実施するものです。提案書等にご記入の個人情報については、下記のとおり適切に管理いたしますので、ご同意の上、提案書をご提出ください。

| | |
|-----------------|---|
| 1. 個人情報の利用目的 | 提案書等にご記入いただいた個人情報は、体制の妥当性判断を含めた本技術検証の公募・採択、諸連絡のために利用させていただきます。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。 |
| 2. 個人情報の提供 | 採択評価のため、及び情報管理体制の妥当性の判断等を仰ぐために、デジタル庁及び地方自治体等に提供する場合があります。 |
| 3. 個人情報の保管期間 | 提案書は5年間保管した後、責任をもって廃棄いたします。 |
| 4. 個人情報に関するご連絡先 | ①個人情報保護管理者：株式会社野村総合研究所 常務執行役員 渡辺 徹郎 ②個人情報の取扱いに関するご連絡先： digi-koubo-info@nri.co.jp |

◆弊社の「個人情報保護方針」「個人情報のお取り扱いについて」をご覧になりたい方は <https://www.nri.com/jp/site/security> および <https://www.nri.com/jp/site/privacy> をご覧ください。